

会社法改正と国際摩擦

青 木 英 夫

はじめに

日本の急激な国際化とともに、様々な国際摩擦が注目を浴びている。経済的・文化的・政治的摩擦などである。とりわけ、日々の新聞・テレビでは、貿易摩擦が声高に報じられている。そのため、つい見落され勝ちであるが、法律的摩擦も当然に問題となっている。例えば、親族関係・著作権・独占禁止などをめぐる各国の法制の違いが国際的なトラブルを引き起こしている。国際私法の分野においては、国際結婚から生ずる国際摩擦を解決するために、親族関係に関する特別法の制定が日程に上がっている。

ところで、商法の傾向として、つとに指摘されているものとして、世界統一の傾向がある¹⁾。経済活動の一層の国際化とともに、この傾向は加速化され、また強く要請されることとなると思われる。商法について、比較法的方法が強調される所以である²⁾。このことは、会社法改正においても同様であって、その改正は、世界的な会社法の趨勢を踏まえた上でなされる必要がある。近時の急務となっている会社法改正において、この点の十分な認識がなされているであろうか。単に一部の社会的・経済的勢力の要望にのみ応えるに急であって、国際的な会社法の方向に逆らう近視眼的な改正がなされるのでなければ幸いである。そうでなければ、会社法に関して国際的不協和音を発生させ、徒に国際

1) 拙著・商法総則・商行為法 8 頁参照。

2) 服部榮三・商法総則 156 頁。

摩擦を増大させる結果となろう³⁾。

以上のような問題意識の下に、現在行われている会社法改正作業の検討を試みんとするのが本稿の目的である。具体的に問題を見ていくのが最も説得的と思われるので、新聞に大きく取り上げられた、改正案の重要項目の中から二つを選び、検討することにする。すなわち、(1)株主名簿の閲覧・謄写の許可制、(2)株主総会議長の審議打切権である。

一 株主名簿の閲覧・謄写の許可制

1 緒 論

日本経済新聞1987年8月15日朝刊は、法制審議会商法部会の会社法小委員会が株主名簿の閲覧・謄写に一定の制限を加える方針を固めたことを伝えている。それによると、

「1. 株主数 500 人以上の大規模会社の名簿は、原則として、裁判所の許可がないと見られなくする。

2. 代わりに大株主の情報だけを営業報告書などで公開する。」

というのである⁴⁾。従来から、株主名簿の閲覧・謄写権(商法 263 条 2 項)の営

3) この点に関する危惧は、財界や法務省サイドにもあったようで、例えば、経済団体連合会理財部(編)「大小会社区分立法の問題点・各国法制比較」別冊商事法務 71 号や法務大臣官房司法調査部(訳)・ヨーロッパ会社法案(商事法務研究会)が発表されている。前者の「はしがき」は「本書が……わが国の大小会社区分立法の作業にいささかなりとも裨益するところがあれば、望外の喜びである」と述べ、後者のそれは「この資料は……現在我が国で進められている会社法関係の改正作業等にとって有意義な参考資料になるものと考えられる」と記している。しかし、問題はこれらの努力がどれほど会社法改正のなかで生かされるかである。

4) 商法・有限会社法改正試案では「株主権の行使又は会社債権者の権利行使以外の目的による株主名簿等の閲覧・謄写を制限する規定を設けるかどうかは、会社の株主の数等に応じて規制を異にすることの要否、営業報告書又は附属明細書における大株主に関する事項の開示の充実等との関連をも含めて、なお検討する」(三 11)とされ、これに関する各界意見のなかに、閲覧・謄写には裁判所の許可を要すべきものとする意見があった(大阪商工会議所・社団法人大阪工業会・大阪株式事務懇談会など大阪に関係する団体がこの意見であったことが注目される)。

業的利用の防止や個人株主のプライバシー保護のために⁵⁾、また、株主数が何十万にも及ぶ上場会社における閲覧・謄写の事務処理上の困難さなどから⁶⁾、閲覧・謄写権になんらかの法的手当をすべきである、という主張がなされていた。周知のように、1987年7月14日の東京地裁の判決は、名簿業者やダイレクト・メール業者などによる個人情報の商業的利用の一環として閲覧・謄写権が使用されている実状を明らかにしたものとして、多くの人々の関心を引いた⁷⁾。これらの事情の下に、小委員会の結論がなされているのである。

この改正の方向の問題点として、次の三点を上げることができる。

(イ) 提案されている規制は、主として、有価証券報告書の届出義務を有する大会社が対象であると考えられるが、そうだとすると、現在でもこれらの会社では、所有株式数の多い順に10名程度の大株主の株式所有状況が報告書で公開されているので⁸⁾、大株主の範囲の限定が問題であるが、営業報告書での大株主についての情報公開は、ことさらに代替的な公開とはいえないこと。

(ロ) 裁判所の許可制については、閲覧に应ずるか否かの判断に関してイニシアチブをまず会社が有することが望ましい、という実務界の反対があるこ

-
- 5) 前田重行「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点」商事法務1120号2頁、阪埜光男「株式に関する商法改正試案管見」法学研究60巻12号15頁参照。
 - 6) もっとも、現実に全株主の一覧表を請求者に出すことはそれほど困難でなく、例えば、コピーをとるにしても簡単であり、コンピュータから直接にプリンターで印字することも極めて簡単にできる、という意見(豊泉貫太郎「株主名簿閲覧・謄写をめぐる実務の対応」商事法務1120号11頁)もある。そうであるとしても、プリント・アウトに多くの費用と労力を要するのが通常である(久留島隆「株主名簿の閲覧・謄写請求権の要件と制限」代行レポート76号17頁)。
 - 7) 判例時報1242号118頁。この判決については、前田・前掲のほか、阪埜・前掲17頁以下、倉沢康一郎「株主名簿の閲覧請求と正当目的」ジュリスト901号41頁があり、拙稿「株主名簿の閲覧請求が不当な目的に基づくものであるという会社の抗弁が排斥された事例」金融商事判例784号46頁にもコメントがある。
 - 8) 有価証券報告書の記載事項を定める大蔵省令によれば、届出会社の株式の状況について、所有者別および所有数別の株式所有状況ならびに所有株式数の多い順に10名程度の大株主の株式所有状況を記載し、その事業年度に主要株主の異動があったときは、その注記をすることとしている(募集届出省令15条1項1号)(神崎克郎・証券取引法209頁・210頁参照)。

と⁹⁾。

(v) 株主個人のプライバシーの保護は、国民のプライバシーの保護をどのようにすべきであるのか、の問題と関連して処理すべきであり、会社法の次元でなすべき問題ではないと思われること¹⁰⁾。

改正の方向にはこのような問題があるのであるが、さらに、我が国の会社法に比較法的に承認されえない法規定が置かれることは、新たな国際摩擦を生み出すことになるが、この点、閲覧・謄写の許可制はどうであろうか。これに答えるためには比較法的研究が必要である。株主名簿の閲覧・謄写に関する各国の法制度を概観することとする。

2 株主名簿の閲覧・謄写権に関する比較法的考察

(1) アメリカ (i) コモン・ロー 閲覧権は、主として、議決権代理行使の白紙委任による会社支配権の争奪、《tender offer》または代表訴訟に他の株主を引き入れるためなどに利用されている¹¹⁾。したがって、問題となるの

9) 豊泉・前掲13頁・14頁に次のような実務家(文書課長)の発言がある。

「ただ、裁判所が判断することは、会社にとっていい面と悪い面の両面があるわけです。というのは、会社にとっては会社が客観的な基準に基づき閲覧請求の採否を判断できることが最も望ましいのです。ですから、裁判所の判断で制限することよりも、実務としては、例えば少数株主権を本当に行使するのかどうかを証明する具体的な手立てがまずないかと考えているのですが。」

「……裁判所が判断する前提として双方が何らかの証明、疎明をしなければなりませんので、たまたま会社の対応が悪いと本来なら閲覧を拒否できる株主であったものを裁判所が見せなさいと判断した場合、会社に何か対応のまずさだけが残るような気がしてなりません。」

10) 上述の文書課長は、この点について、次のように述べている(前掲13頁)。極めて納得のいく発言である。

「株主名簿の閲覧請求は法的に認められた株主の権利で、しかも現行法ではプライバシー保護は重視された規定になっておりませんし、株主名簿は特別の理由がなければ誰でも見られるわけで、この中で株主のプライバシーを守っていくことは会社としては荷が重い気がするのですが。」

11) William L. Cary/Melvin Aron Eisenberg, *Cases and Materials on Corporations*, 5th ed., 1980, p. 268.

は、公募会社 (companies having shares in public hands) においてである¹²⁾。帳簿閲覧権などに比べ名簿閲覧権はずっと自由に認められているようであるが¹³⁾、これらの閲覧権がコモン・ロー上の権利であることは判例法上承認されている。例えば、次のように判示されている¹⁴⁾。

「多くの州において、この原則は制定法上承認されているが、これらの規定はコモン・ローの閲覧権の宣言であると一般に判示されている。株主名簿の閲覧権は各株主の基本的権利であり、会社の民主主義の基礎として最も広く与えられるべきものである。それは、株主が役員や取締役に運営を委ねている会社の会計・営業の記録の閲覧権に比べ、その範囲においてはずっと狭いが、ずっと自由に認められるものである。明らかに、帳簿閲覧権ほど会社に困難を課するものではないからである。」

コモン・ロー上の権利として、株主は、正当な目的のためであることを立証して、会社およびその役員に、名簿閲覧を受忍すべき旨を命ずることを裁判所に申し立てることができるのである¹⁵⁾。

(d) 模範事業会社法 このコモン・ロー上の権利を¹⁶⁾、模範事業会社法は、次の点において補足している¹⁷⁾。

(a) 会社が株主の氏名・住所・所有株式数の記録(株主名簿)を作成し備置すること (MBCA s. 16. 01)。

(b) 株主は本店に備置されている株主名簿を、5日前に書面で通知し、かつ、謄写のための相当の費用を支払って、閲覧・謄写ができること (s. 16. 02 (a))。

(c) 株主の名簿閲覧は、その請求が「善意かつ正当な目的のためになされ」、

12) Ibid.

13) Hornstein, Corp. Law and Practice § 611, at 126, citing Goldman v. Trans-United Industries, Inc., 404 Pa. 288, 171 A. 2d 788 (1961).

14) Durnin v. Allentown Federal Sav. and Loan Ass'n, 218 F. Supp. 716, 718 (D. C. Pa. 1963).

15) 注14の判例のほか、例えば、Albee v. Lawson & Hubbard Corp., 69 N.E. 2d 811 (Mass. 1946) 参照。

16) ここにいうコモン・ロー上の権利は、名簿閲覧権のみではなく、総会議事録・適切な会計記録などにも関するのであるが、以下では、株主名簿の閲覧に絞って論ずることとする。

17) Robert Charles Clark, Corporate Law, 1986, p. 97.

「相当な詳細さをもって」その目的および閲覧を欲する部分を示し、その部分がその目的に「直接に関係している」ときにのみ、許されること(s. 16.02(c))。この点において、コモン・ローにおけるよりもいくらか厳しくなっているように見える¹⁸⁾。

(d) 株主総会の基準日指定後、会社は総会で議決権を有する株主の名簿を作成しなければならないが、株主は、総会の通知の2日後から総会中を通して、みずからまたは代理人によって、この名簿を閲覧・謄写できること(s. 7.20)¹⁹⁾。

注意すべきことは、模範事業会社法16.02条の規定は、コモン・ロー上において株主が有する前述の強制閲覧受忍命令の申立権に影響がないということである²⁰⁾。

(v) ニューヨーク事業会社法 ニューヨーク事業会社法は、6か月前から継続して登録株主である者または各種類の株式の5パーセント以上を有する者は、正当な目的を立証することなしに、株主の記録を閲覧することができる、とする(s. 624(b))。会社は、閲覧の目的が会社の営業以外の営業のためでないこと、および閲覧請求者が過去5年以内に株主名簿の謄本を売却したものでないことの宣誓供述書の提出を求めることができる(s. 624(c))。しかし、この規定は、裁判所の会社の帳簿記録の提出命令に影響を与えるものではなく、コモン・ロー上の権利が依然として及ぶのであり、例えば、小株主も閲覧強制を申し立てるのである²¹⁾。

閲覧権を一定の株主に限定するニューヨーク法の態度はあまり説得的ではないと批判されている。すなわち²²⁾、

18) Clark, op. cit., p. 97.

19) もちろん、この権利の行使は S. 16.02(c) の正当目的その他の要件に従わなければならない(Clark, op. cit.)。

20) Varney v. Baker, 80 N.E. 524 (Mass. 1907); Commonwealth ex rel. Wilde v. Pennsylvania Silk Co., 110 A. 157 (Pa. 1920); State ex rel. Watkins v. Cassell, 294 S.W. 2d 647 (Mo. Ct. App. 1956); Sanders v. Pacific Gamble Robinson Co., 84 N.W. 2d 919 (Minn. 1957); Wyman v. Sombrette Minning Co., 222 N.Y.S. 2d 996 (Sup. Ct. 1959); Brandt Glass Co. v. New Orleans Housing Mart, Inc., 193 So. 2d 321 (La. Ct. App. 1966).

21) Clark, op. cit., p. 99.

22) Ibid.

小株主や一時的株主には、閲覧権を行使し総会で提案または代表訴訟をするために、少数株を、弁護士に唆され、購入する者が含まれるから、その閲覧請求はつまらぬ煩わしいものであることが通常であるというのが、請求資格限定の趣旨である。しかし、弁護士に唆された購入が少数で、閲覧請求の直前になされるものであるとしても、自己の判断で株式を購入し、会社役員に対して善意の疑惑または不満事由を有する小株主や新株主のすべてを、法が差別することになる。さらに、原告の弁護士が、役員の違法行為についてのつまらない疑惑を理由に、少数の資格株を購入するよう組織的に唆すということもありえないと思われる。役員の知性または誠実さを疑わさせる正当な理由の存在を、弁護士の事前の調査が示すときにのみ、上のような示唆をすることが、弁護士自身のためなのである。

(二) デラウェア一般会社法　デラウェア一般会社法は、その220条において、「登録株主は、書面により、株主としての利益に相当に関する限り、どのような目的であれ、名簿の閲覧を請求することができる」と定め、会社がこれを拒否するときには、裁判所に強制閲覧受忍命令を申し立てることができる、としている。その際、株主は、閲覧請求の方式・方法が220条の規定に従うものであることの立証責任を有するが、閲覧目的の不当性の立証責任は会社に課せられている。ニューヨーク法のように、請求株主の所有株式数・所有期間は問題とされない。

(三) 閲覧目的の正当性　上述のように、閲覧請求においては、「正当な目的」(proper purpose)が、判断基準となるが、それは判例において明らかにされている。模範事業会社法は定義していないが、デラウェア法は「株主としての個人的利益に相当に係る目的」と述べている。その意義については、議論の余地が残されている²³⁾。

正当の目的に関する判例法は、株主の動機を基準として、四つのカテゴリーに分類される²⁴⁾。

23) Ibid., p. 100. なお、「正当の目的」が問題となるのは、株主名簿の閲覧のみでなく、会社の帳簿・記録の閲覧に関しても同様である。以下の本文の説明は、この点を含んで読む必要がある。

24) Ibid.

(a) 投資価値を評価するため これは、主として、帳簿・記録閲覧の場合の目的であって、株主名簿閲覧とは通常関係のないものであるが、便宜的にここに上げておくこととする。

(b) 他の投資株主と取引するため ここでの重要な事例においては、しばしば会社支配の交替を伴っているのであり、株主の直接の目的は株主名簿を閲覧して、(1)他の株主に《tender offer》をかけたまたは他の株主がそれを受け入れるのを推進するため²⁵⁾、(2)他の株主から議決権の代理行使の白紙委任を受けるため²⁶⁾、(3)例えば、合併を実現するために経営陣の交替が必要であることを示して、会社事業に関して他の株主と連絡をとるため²⁷⁾、などである²⁸⁾。裁判所は、第1のカテゴリーと同様に、株主の閲覧は窮極的には株主の投資の経済価値に関係していることを重視し、会社役員が株主の請求を拒否することに全力をあげていることに敏感であって、株主が正当の目的を主張すればそれでよく、かれがまた不当な目的を有するということが問題ではない、と判示した²⁸⁻²⁾。この判例は、株主による会社情報の不当な使用があれば、会社は損害賠償を請求できるという、主張によって支持されている²⁸⁻³⁾。

(c) 投資と無関係な個人的利益を得るため 株主の目的は、(1)会社の営業上の秘密を知るため²⁹⁾、(2)会社内部の作業を知り、それを競争者に売るまたは

25) Crane Co. v. Anaconda Co., 346 N.E. 2d 507 (N.Y. 1976); Mite Corp. v. Heli-Coil Corp. 256 A. 2d 855 (Del. Ch. 1969).

26) General Time Corp. v. Talley Indus., Inc., 240 A. 2d 755 (Del. Ch. 1968); Fears v. Cattlemen's Inv. Co., 483 P. 2d 724 (Okla. 1971).

27) Hanrahan v. Puget Sound Power & Light Co., 126 N.E. 2d 499 (Mass. 1955).

28) Clark, op. cit., p. 101.

28-2) CM&M Group, Inc. v. Caroll, 453 A. 2d 788 (Del. 1982); General Time Corp. v. Talley Indus., Inc., 240 A. 2d 755 (Del. Ch. 1968); Skoglund v. Ormand Indus., Inc., 372 A. 2d 204 (Del. Ch. 1976).

28-3) Clark, op. cit., p. 101.

29) In re H. Verby Co., 330 N.Y.S. 2d 92 (App. Div. 1972); see also Fowners v. Hubbard Broadcasting, Inc., 225 N.W. 2d 534 (Minn. 1975) (会社の営業上の秘密を守るための保護命令を示唆する)。

会社を困惑させるため³⁰⁾、(3)株主名簿を顧客または寄附者の名簿として使用する者に売るため(買主は、株主に対してダイレクト・メールを浴びせるであろう³¹⁾)、などである³²⁾。これらの目的の多くは会社の利益に反するから、裁判所は、これらを躊躇なく不当な目的と判示したのであるが、これらの目的が実際に存在しかつ支配的であるという会社役員の本主張に対しては、慎重であった³³⁾。

(d) 社会的責任を果させるため このカテゴリーは、最も問題적であるとともに興味深いものである³⁴⁾。State ex rel. Pillsbury v. Honeywell, Inc.³⁵⁾において、株主が、株主名簿および武器・軍需品生産に関する会社の記録のすべての閲覧を求めた。その株主は、株式が妥当な投資であるか否かについては関心がなく、会社およびその株主に自己の政治的見解を印象づけることが関心事であった。役員と意見を異にする株主はすべて議決権の代理行使の白紙委任を勧誘するために記録を閲覧する無条件の権利を有する、すなわち、役員に反対する勧誘はそれ自体正当な目的である、と主張した。裁判所は、この主張を斥け、目的が正当であるためにはそれが経済的または投資者利益と結びつかなければならない、という狭い見解を採用した。株主は、「かれ自身または Honeywell の経済的利益に関係のない自己の社会的・政治的信念を、会社を説得し採用させるという唯一の目的」のために、記録を閲覧する権利を有しない³⁶⁾、というのである。しかし、投資に利害を有する株主は、「武器・軍需品の生産が Honeywell に与える長期的または短期的経済的效果への関心からであるならば」訴を提起できる。「同様に、株主が、有利な武器生産契約の自制が、Honeywell への自己の投資に与える逆の効果について、善意で関心を有すると

30) Schuman v. Louis Dejonge & Co., 59 N.Y.S. 2d 119 (App. Div. 1945); RDR Assoc., Inc. v. Media Corp. of America, 405 N.Y.S. 2d 702 (1st Dept. 1982); Huston v. Brown, 26 So. 2d 907 (Ala. 1946).

31) State ex rel. Thiele v. Cities Serv. Co., 115 A. 773 (Del. 1922).

32) Clark, op. cit., p. 102.

33) Ibid.

34) Ibid.

35) 191 N.W. 2d 406 (Minn. 1971).

36) Ibid., at 412.

きには、請求は認められる³⁷⁾」というのである。換言すれば、社会的関心が会社の利益への長期的な影響に窮極的に結びつくものでなければならぬ、ということである³⁸⁾。

ところで、株主の閲覧権制限の根本的理由は、(1)会社運営に結果的には不利な影響を有する、(2)あまりにも犠牲が多くそれ自体破壊的な、会社内部の情報および管理機構への侵入を防止するにある³⁹⁾、といわれる。この意味からすれば、正当性の基準は、不十分であるとともに行き過ぎである⁴⁰⁾。なぜならば、利益の極大化を望む株主は、その基準を問題とすることなしに、同時に閲覧請求をすることにより、会社に負担を負わせ過ぎることになる、という点で不十分である。また、会社の内部的運営に大した打撃も与えない、社会的関心を有する株主の請求が、会社内部の破壊を防ぐという根本的理由を増進することにもならないのに、妨げられることになる、という点で行き過ぎである。しかし、閲覧請求が、自己の投資の経済的価値を保護するという目的を有する必要がないとすれば、無数の閲覧者が、無数の理由で閲覧を請求することになり、その結果として社会に生ずる損害は莫大になる⁴¹⁾。正当性による閲覧権の制限も止むをえない⁴²⁾、とされているのである。

(六) アメリカ法に関するコメント わが国においても、閲覧請求の目的に正当性が必要とされているのであるから⁴³⁾、アメリカ判例法上の正当性の基準はおおいに参考となる。また、投資と無関係な株主の個人的利益の追求のための閲覧は許さないが、そのような目的が存在するという会社側の主張を認めるのに、裁判所が慎重であるということも、株主の閲覧権の制限を安易に行おう

37) Ibid.

38) Clark, op. cit., pp. 102, 103. したがって、社会的関心を有する株主が偽証しようとする気ならば、ほとんどいつでも、そのようなことを主張しうるのである (ibid., p. 103)。

39) Clark, op. cit., p. 103.

40) Ibid., pp. 103, 104.

41) Ibid., p. 104.

42) Ibid.

43) 拙稿・前掲47頁以下参照。例えば、閲覧権を認めた目的として、判例があげる「株主個人の利益の保護」(大判昭8・5・18法学2巻1490頁)は、アメリカ法に従えば出資者としての経済的利益の保護ということになる。

とする主張に対する批判となろう。さらに、社会的関心にもとづく閲覧請求も、それが会社の利益への長期的な影響に窮極的に結びつくものであれば、正当な目的を有するものであるとの考え方も、会社の社会的責任追及のための閲覧権行使（提案権などの少数株主権行使のための閲覧）の制限に対して示唆を与えるであろう。デラウェア法および模範事業会社法において、閲覧請求に法定の書面が要求されるのも、注目される点である。

(2) イギリス 1985年イギリス会社法によれば、すべての者が営業時間内において株主名簿を閲覧することができ、ただ株主でない者は5ペンスを越えない費用を支払わなければならない(s. 356(1)・(4))。また総会の通常決議によって閲覧権を制限することはできるが、その場合でも、少なくとも1日2時間は名簿の閲覧を許さなければならない(s. 356(2))。会社は、本店所在地で発行される新聞に公告することによって、毎年30日の期間に限って名簿を閉鎖することができ、この間は何人も閲覧を請求できない(s. 358)⁴⁴⁾。会社が清算手続に入ったときには、閲覧権は消滅する⁴⁵⁾。この場合には、裁判所の許可を得て、債権者および清算出資者⁴⁶⁾は名簿を閲覧することができる(ss. 559, 602)。閲覧者は、抄本または謄本を作成する権利を有しないが⁴⁶⁻²⁾、100語につき10ペンスを越えない費用を支払い、名簿のいずれの部分であれ、複写の交付を請求することができる(s. 356(3)・(4))⁴⁷⁾。

44) これは配当金受領者を確定するためであり(Geoffrey Morse, *Charlesworth's Company Law*, 13th ed., p. 248), 配当金領収証作成のために、配当金支払告知前2, 3日間に亘って閉鎖されるのが普通である(Robert R Pennington, *Company Law*, 5th ed., p. 363 n. 10)。

45) *Re Kent Coalfields Syndicate Ltd.* [1898] 1 Q.B. 754 (C.A.).

46) 会社の清算に際し、会社に対して出資義務を有する者であるが(Companies Act 1985, s. 507 (1)), 会社の現在又は過去の株主に限定されるのではなく、一部払込済引受証を有する株式引受人(*Re Littlehamton, Havre and Honflew SS Co., Re, Ormerod's Case* (1867) LR 5 Eq 110; *Re Patent Steam Engine Co.* (1878) 8 Ch D 464) や、取締役会の割当決議を受けただけの株式引受人(*Re FN 2 Ltd.* [1977] 3 All ER 1104, [1978] 1 WLR 183) を含む。

46-2) *Re Balaghat Co.* [1901] 2 K.B. 665.

47) 請求者が他の株主と連絡をとることを望むときには、請求者の提出した封筒に他の株主の氏名・住所を記載して交付するのが、最近では大会社における慣行となっている(Pennington, op. cit., p. 364 n. 12)。

会社が、356条にもとづいて開示義務を負うのは、名簿に記載されている事項に限られる⁴⁸⁾。名簿に記載されていない事項を参照することによってのみ明らかとなる部分例えば、一定の年齢を越える株主などについては、会社は開示義務を負わない⁴⁹⁾。

会社が閲覧を拒否または複写を交付しないときには、会社、取締役または秘書役に罰則が適用される(s. 356(5))。閲覧または複写の交付を望む者は、会社がこれに応ずべき旨を命ずることを裁判所に申し立てることができる(s. 356(6))。

このように、イギリス法においては、総会の通常決議による閲覧権の制限を認めるが、少なくとも1日2時間は閲覧を許さなければならないこと、閲覧目的の正当性の主張または立証が請求に際し必要とされないこと、謄本または抄本の交付請求権が明定されていること、会社側の違反に対しては、強制方法が具体的に定められていること、などにより株主の閲覧・複写交付請求権が完全に保証されていることが理解される。また、株主の閲覧が無料であることおよび大会社における慣行が目される⁵⁰⁾。株主の閲覧権を会社側の都合によって制限するなどという姿勢は全然見られないのである。

(3) 西ドイツ (イ) 緒説 株式法67条5項は、株主は株主名簿閲覧請求権を有する、と定める。この規定については、次のように解されている⁵¹⁾。

(ロ) 総説 株主名簿は、記名株主の会社に対する資格を示すのみならず、株主に他の株主を知らすべきものである。したがって、閲覧権を有するのは記名株式を有する者に限らず、無記名株主も有する。閲覧権の及ぶ範囲は閲覧請求株主に関する個所のみではなく、名簿全体である。閲覧請求者は閲覧のための正当な利益を証明する必要はない。したがって、他人の占有する証書の閲覧に正当の利益を有する者に閲覧権を認める民法810条の制限的要件は、株主の

48) Morse, *op. cit.*, p. 248.

49) *Re Performing Right Society Ltd.* [1978] 3 All E.R. 972 (C.A.).

50) 注47参照。

51) Geßler/Hefermehl/Eckardt/Kropff, *Aktiengesetz*, 1984, § 67 Anm. 99–Anm. 102; Barz in *Großkomm.* § 67 Anm. 12; Godin-Wilhelmi, *Aktiengesetz*, 4. Aufl., § 67 Anm. 9.

名簿閲覧権にはない。

(v) 閲覧請求権の行使方法 会社は、株主名簿の閲覧を、その営業所において、通常の営業時間内において許さなくてはならない。たとえ、閲覧によって得た情報を濫用するおそれがあっても、会社は閲覧を拒否できない。会社は閲覧に際し雑費を徴収することは許されない。株主は自己に関することであっても、謄本を請求することはできない。

閲覧請求をするには、記名株式にあっては、株主名簿上の株主でなければならないが (§ 67 Abs. 2)、未登録株主であっても、適法な登録の請求をなした者 (§ 68 Abs. 3 参照) は閲覧請求権を有するか否かについては説が分かれる⁵²⁾。無記名株主は、株券の呈示その他の方法、例えば株券寄託銀行の証明書などによって自己の資格を証明して、閲覧を請求できる。

(vi) 第三者の閲覧権 第三者は株式法67条5項によって閲覧を請求できない。登録株式について用益権または質権のような物権を有する者も同様である。未登録記名株主も5項の閲覧権を有しない。しかし、これらの者はすべて民法810条の要件を満たせば、同条により閲覧を請求できる。この場合には、閲覧に正当な利益を有することの証明が必要である。

(vii) 西ドイツ法に対するコメント 以上のように、西ドイツ法においては、株主は絶対的な閲覧権を有するのである。閲覧権の行使によって得た情報を濫用するおそれがあっても、会社は閲覧を拒否できないことは注目に値する。

(viii) フランス 1967年会社法施行令140条1項は「株主は、総会の会日前15日の期間に限って、本店または営業の指揮のなされる場所において株主名簿を閲覧・謄写できる」と定める。フランスでは、総会に出席できる株主を一定数の株式(10株を越えない数)を有する株主に限定できるので、小株主が結合することを可能にするために、閲覧・謄写権が認められていると解されている

52) Barz, a.a.O. はこれを肯定するが、Geßler/Hefermehl/Eckardt/Kropff, Anm. 101 は、これを否定し、未登録株主は、通常、民法810条によって閲覧を請求できるとする。

る⁵³⁾。しかし、実際には、取締役の解任を望む株主によってしばしば利用されている⁵⁴⁾。

フランスにおいても、株主の閲覧・謄写権の行使方法が具体的に定められており⁵⁵⁾、その制限に関する定めは存在しないのである。

3 わが国における現状

(1) 判例の流れ (イ) 緒論 判例は一貫して株主名簿の閲覧謄写の請求は「正当な目的に基づくものでなければならぬ」とする。商法 263 条 2 項およびその前身である明治 32 年新商法 171 条 2 項・昭和 13 年法 263 条 2 項・昭和

53) George Ripert, *Traite élémentaire de Droit Commercial*, Tome 1, 1986, p. 836.

この間の事情を Ripert は、次のように説明する (ibid., p. 830)。

多数の株主を有する会社においては、全株主の集合は不可能である。それに、ときには、会社側を批判する権利を取得するためにのみなされる、1、2 株の取得によって、総会への出席権を認めることは望ましいことでもない。そこで、相当数の会社の定款は一定数の株式の所有者に総会出席権を限定する。

この定款の定めは、各株主に帰属する議決権を奪うものでないから、有効である。総会に出席できる数の株式を有しない株主は、結合して必要な所有株式数の要件を満たし、かれらの 1 人またはその 1 人の配偶者を代理人として、総会に出席させることができる (L. 1966, art. 165)。これに反する定款の定めは許されない。

1867 年法 27 条の最後の文言と同様に、165 条の文言は、代理人の資格をみずからは総会出席に必要な数の株式を有しない小株主（またはその配偶者）に留保させることを想定しているように思える。しかし、小株主は大抵は不明であるから、法が小株主に認めるこの資格は死文化するおそれがあった。そこで、受任者が所持する株式数を考慮することなしに、委任状を与えるという慣習が成立し、この慣習は 161 条 2 項* によって確認された。それ自体すぐれているこの方法は、ついには白紙委任状の慣行を生み出すこととなった。

* Art 161, al. 2 「株主は他の株主から総会における代理権を授与されることが出来る。ただし、同一人が、みずからまたは代理人として行使できる議決権の最高限を定める法律または定款にもとづく制限に従わなければならない。」

総会出席のために定款が要求する株式数に法定制限がなかったため、若干の会社では、それをよいことに、50 株または 100 株を要求することによって、大株主に出席権を留保した。1935 年 10 月 30 日法施行令（1933 年 11 月 13 日法 1 条 4 項を改正）は、複雑な規制（1966 年法が単純化した）によって、この慣行を終わらした。総会出席権を与える株式数は 10 を越えることができない（165 条 1 項）。

54) Ripert, ibid., p. 836.

25年法 263 条 2 項において、株主名簿の閲覧・謄写の請求権に関して、なんら明文の制限がおかれていないにもかかわらず、このような「正当性の要件」を認めてきた判例の流れをまず概観することとする。

(四) 明治32年新商法 171 条 2 項に関する判例 新商法171条は、「取締役へ定款及ヒ総会ノ決議録ヲ本店及ヒ支店ニ備へ置キ且株主名簿及ヒ社債原簿ヲ本店ニ備へ置クコトヲ要ス ②株主及ヒ会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得」と規定したが、その 2 項に関し株主名簿閲覧権の制限を認めた最初の判例は、大阪控訴院大正 7 年 8 月 14 日決定である⁵⁶⁾。これによって、「株主名簿閲覧権は、一面にはその株主一個の利益を保護し、他面には会社の利益を保護するため法律」が株主に与えた権利であるから、自己または会社の利益に関係がない事項については、株主には名簿閲覧権がないことが明らかにされた。

大審院昭和 8 年 5 月 18 日判決は⁵⁷⁾、「株主または会社の利益の保護」が名簿閲覧権行使の「正当な目的」であることを確認した。これによれば、法律が株主に閲覧権を認めたのは「株主個人の利益を保護すると同時に間接に会社の機関を監視し、よって会社の利益を保護せんとするに在る」から、株主がこの権利を行使するには、閲覧の請求がこのような正当な目的に基づくことが必要である。また、株主が「閲覧を為すに際しては、できるだけ会社の営業に支障を生ぜざること」に注意を要するものにして、即ち信義誠実の原則によりその権利を行使すべきである。そして、閲覧権行使目的の正当性および行使方法の信義誠実性が存する場合には、「会社は閲覧の請求に応ずる義務」があるのである。

正当性の立証責任を明らかにしたのは大審院昭和 10 年 5 月 31 日判決である⁵⁸⁾。これによれば、商法 171 条 2 項には閲覧権の制限を設けた規定はないか

55) 株主名簿の閲覧・謄写権は、総会参加権との関係で認められるのであるから、「株主またはその総会における代理人が、その権利を行使できる」とされている（施行令 141 条）。

56) 法律新聞1481号24頁。

57) 法学（東北大学）2 巻12号114頁。

58) 法学 5 巻 1 号111頁。

ら、閲覧請求目的の不当性の立証責任は会社にあるのである。

(イ) 昭和25年法 263 条 2 項に関する判例 新商法 171 条は、昭和13年、そしてまたその改正法も昭和25年に改正された。昭和13年の改正では「総会の決議録」が「総会の議事録」に改められ、商法 263 条として規定されたのみで実質の変更はなかった。これに対して昭和25年の改正では、商法 263 条は「取締役へ定款並ニ総会及取締役会ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス名義書換代理人ヲ置キタルトキハ株主名簿若ハ社債原簿又ハ其ノ複本ヲ名義書換代理人ノ営業所ニ備置クコトヲ得 ②株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得」とされ、取締役会制度・名義書換代理人制度の新設に伴い同条 1 項は大きく改正されたが、同条 2 項に関しては、謄写権が認められたほかは、本質的な変更はなかった。なお謄写権に関しては、昭和25年改正前にすでに株主の閲覧請求権には謄写権が含まれることを認めた判例がでていた⁵⁹⁾。

昭和25年改正法に関する判例として、まず、東京地裁昭和49年10月1日判決がある⁶⁰⁾。裁判所は、会社代表者への面会強要のための閲覧謄写の請求は「株主に認められた閲覧・謄写請求権の目的を逸脱し、権利の濫用に該当すると認めるのが相当である」とした。

次に東京地裁昭和55年9月30日判決がある⁶¹⁾。この判決の意義は、株主と会社代表者との争い、対立は株主の閲覧・謄写請求権の行使目的の不当性を推定せしめないことを明らかにしたことにある。

(ロ) 現行商法 263 条 2 項に関する判例 二つあり、一つは山形地裁昭和62年2月3日判決であり⁶²⁾、二つは前述の東京地裁昭和62年7月14日判決である。

59) 大判昭和13・6・6民集17巻1215頁。

60) 判例時報772号91頁、前田重行「株主による会社の定款および議事録の閲覧・謄写請求が権利濫用にあたる」とされた事例」ジュリスト650号102頁。

61) 金融商事判例620号33頁、松井一郎「商業帳簿等の保存期間10年を経過した場合における株主の計算書類等の閲覧・謄抄本交付請求権の許否他」金融商事判例624号50頁。

62) 判例時報1233号141頁、拙稿・前掲、金融商事判例784号46頁。

第1の判決の意義は、「会社経営の主導権を誰が握るかは、株主総会における多数を誰が制するかによって基本的に定まるものであるから、……会社経営の安定を図ることが会社の利益であるとして、株主からの株主名簿の閲覧謄写を拒絶することができるものでない」として、会社に対する批判や発言権の強化のための閲覧・謄写請求権の行使には不当性がないとしたことである。ただ、この判決が、会社の拒否はやむを得ないものであるとして、株主の損害賠償請求を認めなかったことには問題がある。株主が「議決権行使書の謄写を併せて請求し、議決権行使書と株主名簿とを照合するため」と請求権行使の正当な目的を告知しているにもかかわらず、会社側が請求者の真の目的がこれと異なる不当なものであることを立証することなく拒否しているのであるから、会社の拒否には過失があるというべきだからである⁶³⁾。

第2の判決の意義は、会社に課せられる請求目的の不当性の立証責任の程度について一つの基準を示したことにある⁶⁴⁾。すなわち、請求株主が過去において得た情報を他に有償で譲渡したことが推認される限り、本件の場合においても同様な目的でなされたことが推認され、会社の拒否は正当である、とした点である。

(2) 学説の現状 学説は、株主名簿の閲覧・謄写権について、判例と全く同じであるといえる（例えば、昭和25年改正法について、伊沢孝平・注解新会社法440頁・441頁、石井照久・商法I(一)289頁；現行法に関しては、山口幸五郎・新版注釈会社法(6)201頁参照)。会社の立証については、既に、「正当の目的を有しないことをうかがわせる相当の根拠をあげれば足り、100パーセントの立証である必要はない」と主張されていた⁶⁵⁾。

4 立法論

(1) 裁判所の許可制 比較法的考察から知り得たことは、各国の法制にお

63) この点の詳細については、拙稿・前掲49頁・50頁。

64) 前田・前掲、商事法務1120号8頁・9頁参照。

65) 服部榮三「株主の書類または資料請求とその取扱」代行リポート71号7頁。

いて、株主名簿の閲覧・謄写権は株主の固有権的権利として保護され、その行使の方法や会社側の対応についても、この趣旨に従った明確な規定がおかれ、さらに裁判所の後見的関与を明定しているものもある。法制審議会商法部の会社法小委員会が提案する株主名簿の閲覧・謄写に関する裁判所の許可制は、会社法の国際化の趨勢に逆行するものであり、容認し難いものである。

(2) 商法 293 条一 7 第 3 号類似の規定の創設 閲覧・謄写権の濫用の防止および会社が拒否する場合の不当目的の立証責任の軽減のため、商法 293 条一 7 第 3 号類似の規定を設けることが提案されている⁶⁶⁾。同号によって保護されるのは、会社の企業秘密である⁶⁷⁾のに対して、閲覧・謄写権の規制によって保護せんとするのは、主として会社業務の円滑な執行⁶⁸⁾および株主個人のプライバシーである⁶⁹⁾。会社業務の円滑化に関していえば、それは閲覧・謄写権のみに関するものではなく、例えば、株券分割請求権・名義書換請求権・株主提案権・解説請求権などおよそ株主の権利行使については常に問題となることである。閲覧・謄写権についてのみ特別の規制をなすべきでないであろう。株主個人のプライバシーの保護は会社法の次元ではなく、国民のプライバシーの保護をどのようにすべきであるかの問題と関連して処理すべきものである。立証責任の軽減については、すでに判例および学説において、その方向での処理がなされている。このように考えてくると、立法趣旨を異にする商法 293 条一 7 第 3 号を閲覧・謄写権の規制の模範とすることは適当でないであろう⁷⁰⁾。なお、前述のように西ドイツ法において、株主が閲覧によって得た情報を濫用するおそれがあっても、会社は閲覧請求を拒否できないと解されていることも、この結論を補強することになる。

(3) 私見 上の結論は、株主名簿の閲覧・謄写請求権に関する規定をその

66) 久留島隆「株主名簿の閲覧・謄写請求権の要件と制限」代行レポート76号18頁。

67) 和座一清・新版注釈会社(6)224頁。

68) 前掲大判昭和8年5月18日も、閲覧権の行使には可及的に会社の営業に支障を生じないように注意しなければならないとしている。

69) 豊泉・前掲、商事法務1120号13頁は「一般個人はアンケートによっても個人の財産状況の公表を一番嫌っていることから、個人株主としてはやはり公表されることは不快であるということも事実ではないかと思えます」と述べる。

70) 阪埜・前掲18頁・19頁参照。

ままにしておいてよいというのではない。従来の事案を検討すると、まずそのトラブルの発端は、請求者が請求の目的を正確に述べないことあるいは黙秘したことに帰せられることが多い。請求者が請求目的を最初から正確に会社に伝えておけば、会社が拒否すべきか否かを——請求目的が請求者の真意であるか否かをも含めて——判断し、トラブルを未然に防ぐことが可能であったと思う⁷¹⁾。

ところで、商法 239 条一 2 は、議決権の不統一行使に関して、会社の便宜を考えて、会日の 3 日前に会社に対して書面で理由を付して請求することを要求している。会社はこの請求書を見て拒否すべきか否かを判断するのである。この規制が閲覧・謄写権の行使についても妥当ではないかと思う。株主名簿の閲覧謄写を請求する者はその目的を記載した書面を会社に提出する。会社は、その記載された目的が正当でなければ直ちに拒否し、正当な目的が記載されていても、それが請求者の真意でなく、そのことが立証できるならばこれまた拒否する、というわけである。なお、正当性の判断の基準となる株主の利益に関しては、アメリカの判例法上の出資者または投資者としての株主の経済的利益が参考になろう。

このような規制はデラウェア一般会社法の規制に照応するものである。アメリカの大多数の会社の準拠法であるデラウェア法と同様な規制をおくことは、会社法をめぐる国際摩擦を防止するということから望ましいであろう。また、どちらかといえば、会社側に寛大であるといわれるデラウェア法においてすら、名簿閲覧権の規制をこの程度にとどめざるを得なかったことを考えても、株主名簿の閲覧・謄写請求権に関する規制は、これが限度であると考えてるのである。

71) 山形地判昭和62年2月3日は、会社の請求にもかかわらず請求株主が最初は閲覧謄写の目的を明らかにしなかった事案であり、東京地判昭和49年10月1日も、会社側の質問に対する黙秘の場合であった。

二 株主総会議長の審議打切権

1 緒 論

日本経済新聞1987年12月6日朝刊は、法制審議会商法部会が「総会屋が営業報告の内容に異議を申し立て、いつまでも説明を求めたり、採決に持ち込ませないため質問を連続するなど、総会が長時間化する例が目立つので、こうした混乱を避けるため『十分に説明、審議を尽くしたと認められる場合、議長の判断で審議の打ち切り、採決などができる』よう議長の議事進行の権限を明確にする方針を固めた」と伝えている。その後、本年1月28日の東京地裁の判決は、取締役・監査役の説明義務（商法237条一3）に違反する議長の審議打切が「決議方法の法令違反」（商法247条1項1号）に該当するとして、ブリヂストン株主総会の決議を取り消した⁷²⁾。この判決の実務に与えたショックは大きいだが、概ねそれは総会の運営方法への反省であり、判決そのものに対する反発はないようである。例えば、ベテラン弁護士は「議案を軽視して一括回答せず、議案審議も3時間余りのうち12分しかかけずに、最後の段階で一瀉千里に処理しようとしたことに問題があった」といっている⁷³⁾。しかるに、もし議長の審議打切権が法定されるならば、せっかくこの判決をモメントとして生じた、総会運営方法改善の気運を妨げることにならないであろうか。その結果は会社法に関する国際摩擦を生ぜしめることにならないであろうか。

以上の疑問に答えるためには、各国の株主総会の運営に関する法制を、議長の権限を中心に考察する必要がある。

2 株主総会の運営に関する比較法的考察

(1) アメリカ デラウェア一般会社法のもとの慣行を概観することとす

72) 金融・商事判例787号3頁。

73) 龍田他「ブリヂストン事件判決の実務的検討(上)」(座談会), 商事法務1138号4頁。

る。議長およびその権限に関してデラウェア法上特別の定めはないが、株主数の多い会社においては、総会運営に関するルールを議事日程とともに予め株主に送付するのがほとんどである⁷⁴⁾。多くの会社は、このルールによって、総会での株主の発言時間を制限する。ルールには、各議題について株主の発言回数を制限するものもある。時間制限は2分から5分までであるが、多くの会社において、議案の提案者には他の株主よりも多く時間を与えている。このような発言時間の制限のない会社においては、繰返発言や総会と関係のない発言を禁止することによって、発言時間を制限しようとしている。

予め示されるルールの例として、次のようなものがある⁷⁵⁾。

「1. 株主は議長の承認を得て発言しなければならない。発言を望む株主は最も近くのマイクロフォン係に連絡しなければならない。次に、発言者はその氏名および株主としての資格を述べなければならない。会場の中央部の株主はその席で発言するように。中二階およびバルコニーの株主は通路隅においてあるマイクロフォンを利用してよい。隣接場所にいる株主が発言を希望するときには、案内係が会場に案内する。

2. 議事は議事日程に従ってなされる。議事日程上の議題が総会の審議に付されたときは、質問およびコメントはその議題に限定される。

3. 株主が議事日程上の議題と関係のない質問またはコメントを有するときには、『年度報告書の審議』⁷⁶⁾に際して、適当な質問およびコメントをする機会が与えられる。

4. 他の株主にも同一議題について発言する機会を与えるために、株主の発言は一度に一議題に限られる。発言者の発言を途中で遮らないこと。

5. 委任状勧誘書に記載された議案の提案者には、提案内容の説明に5分を与える。その他の場合には、株主は、議長の許可を得て、総会で3分間発言することができる。

6. 株主の個人的関心事に関する事柄については、総会後に問題とすべきで

74) R. Franklin Balotti/Jesse A. Finkelstein, *The Delaware Law of Corporations and Business Organizations*, 1986, Vol. 1, p. 407.

75) *Ibid.*, Vol. 3, pp. 388, 389.

76) “Discussion of Annual Report”.

ある。この総会後の会には会社の代表者が出席し、質問に答える。

7. 取締役員への会場からの指名は、被指名者が指名に書面で同意しかつ選任されたときはそれを受けることに同意している場合を除いて、許されない。

8. 人格的中傷または品位のないコメントは禁止され、発言者に退場を命ずることができる。

9. 株主の意見、建設的コメント・批判は歓迎されるが、会議の目的が順守されるのであり、議長は次の場合には審議を打ち切る：

- ① 会社の営業と無関係なとき、
- ② 会社の日常業務に属する行為に関する提案、
- ③ 労働者代表と会社の地域管理者⁷⁷⁾との団体交渉に属する提案、
- ④ 他の者がすでに述べたことの実質的繰返のとき。」

このように、デラウェア法においては、株主の総会での行為を制限するには、そのルールを予め株主に開示しておくのが慣行とされているのである。そして、議長が審議を打ち切る場合についても、具体的に明らかとされている。議長がその判断で審議を打ち切ることなどありえないのである。株主は、運営ルールにより同一議題につき発言回数や発言時間は制限されることはあっても、ルールの枠内において自由に発言ができるのである。したがって、ブリヂストン事件において問題となった発言、すなわち「特定の株主に対し、取締役等の片言隻句、動作をとらえた無意義な発言や、本人以外は誰でも容易に理解しうる事柄について殊更に繰り返し説明を求めるような発言」は制限されなくても、「株主の最重要関心事と言っても過言ではない会社の利益処分に関係する」質問が制限されることはないのである。

(2) イギリス 1985年会社法によれば、付属定款に別段の定めがない限り、総会出席者は出席者のなかから議長を選ぶことができる (s. 370(5))。しかし、通常、付属定款に、取締役会議長が総会の議長となること、取締役会議長に事故あるときは、取締役会によって選任された取締役が議長となり、これがなかったときはこの者に事故があるときは、出席株主によって選任された株主

77) local management.

が議長となると定められている⁷⁸⁾。

議長の職務として次のものがあげられる⁷⁹⁾。

- (イ) 秩序を維持すること、
- (ロ) 議事が正常に行われるよう努めること、
- (ハ) 総会に適正に提出されたとのような問題に関しても、総会の意向が正確に確認されるよう配慮すること⁸⁰⁾、
- (ニ) 会議中に生じた決定を要する付随的問題、例えば委任状の有効性などに関して決定すること。

議長は、株主の少数派に発言のための相当な時間を認めなくてはならず、その相当な時間が経過したときでも、審議の打切を総会に諮ることができるのみである。審議の打切および議案についての決議の決定権は総会が有するのである⁸¹⁾。しかし、審議の打切は、議題について意見を述べる相当の機会を与えた後にのみ諮ることができるのであるから、審議を終わらすための打切がなされた場合には、それに関係する議案の決議は無効である、とされる⁸²⁾。

イギリスにおいても、総会の運営は議長の職責であっても、議長は出席株主の意向に従ってのみ総会を運営するのである⁸³⁾。議長がその判断で審議を打ち切ることとは程遠いといえるのである。

78) See Table A, arts 42 and 43. この規定は、その種類の権利の変更の同意を得るために招集された種類株主総会にも適用される (s. 125 (6))。

79) Morse, op. cit., p. 333.

80) National Dwellings Society v. Sykes [1894] 3 Ch. 159.

81) 「議事運営に関する多くの事柄が、総会に出席し、総会を構成する人々の手中に完全に委ねられている。例えば、次の事柄である。すなわち、通知書、議案、議事録、計算書類などを総会で読み上げるかまたは読み上げたことにするか、新聞社の代表その他総会に出席資格を有しない者の出席を許すかまたすでに出席している場合にはそのまま在席を認めるか、いつ審議を打ち切り、決議するか、会議を延期するか、などである。これらすべてにおいて——これらは例にすぎないが——総会は決定し、必要ならば、多数の意思を確認するために投票がなされなければならない。出席者から特に異議が出ないときは、議事進行に総会は同意しているとみるべきである」(per Lord Russell of Killowen in Carruth v. I.C.I. Ltd. [1937] A.C. 707, at p. 761)。

82) Wall v. London and Northern Assets Corporation [1898] 2 Ch. 469.

83) もちろん、多数派は、述べられることを聞いた後、「われわれは十分に聞いた。すべての者が喋り疲れ坐るまで、われわれは聞くべき義務はない」(per Lindley M.R. in Wall Case, ante, n. 82, p. 481) ということは許される。

(3) 西ドイツ (4) 緒論 株式法は総会の運営に関しては、議事録などに関するものを除き別段の規定を有しない。議長については、定款で監査役会長が議長になると定めているのが通常である。場合によっては、最古参の監査役員、取締役会長、さらには、特定の第三者、総会が選任する者と定められていることもある。定款に定めのないときは、総会に出席権を有する者のなかから、総会が選ぶべきである、と解されている⁸⁴⁾。少数株主の請求によって総会を招集するときには (AktG § 122 Abs. 3 S. 2), 裁判所が必要に応じて議長を選任するが、この場合には、裁判所は総会参与権を有しない者を選任することもできる⁸⁵⁾。

以下において、発言時間の制限、発言禁止および審議の打切に関して、議長の権限との関連において考察することとする。

(a) 発言時間の制限⁸⁶⁾ 3, 4名の株主が何時間にも亘って発言し、また多数の株主が連続して発言し総会の正常な運営を不可能にするおそれがあるから、発言時間の制限は一般に認められている⁸⁷⁾。具体的に個条書にすれば次の通りである。

(a) 発言時間の制限が、議題についての適当かつ徹底的な審議を妨げるものであってはならない⁸⁸⁾。

(b) すべての発言者に同じ発言時間が認められなくてはならず、発言者を平等に取り扱わなくてはならない。

(c) 相当な時間の、適切な総会運営に必要な場合にのみ、発言時間の制限が許される。

(d) 多数の発言者が予想されるときまたはすでに発言を申し出ているとき

84) Godin-Wilhelmi, § 119 Anm. 12; vgl. Meyer-Landrut in GroßKomm, § 119 Anm. 18 und Anm. 19.

85) Meyer-Landrut in Großkomm. § 119 Anm. 20; Godin-Wilhelmi, § 119 Anm. 12.

86) 以下の叙述は、主として、Meyer-Landrut in GroßKomm. § 119 Anm. 30 によっている。

87) BGH 44, 247; Baumbach-Hueck, Aktiengesetz, 13. Aufl., § 119 Rdn. 12; Godin-Wilhelmi, § 119 Anm. 18; Obermüller/Werner/Winden, Aktiengesetz 1965, 1965, SS. 93, 94.

88) RG 36, 24.

は、一度に最初から、発言時間を制限してよい。

(e) 特定の発言者が、すでに十分に発言し、繰返によって総会の適当な運営を阻害しているときには、その者の発言時間を制限してよい⁸⁹⁾。

(f) 発言時間の長さは、発言者の名簿、審議される議題の重要性、株主全体に要求しうる総会の継続時間などに依存し、一概にいえませんが、一般に10分から20分の発言時間の制限が許される。

議長が発言時間を制限する権限を有するかについては争いがあるが、具体的な場合に、特定の株主の発言時間を議長は制限できるとするのが判例⁹⁰⁾である。学説は、審議の冒頭または発言者の数を予測できる時点において、同様に議長は発言時間を制限できると解する⁹¹⁾のが有力である。このとき、議長は総会に諮ることができるが、議長は総会の意向に拘束されない。発言時間の制限が不適当な場合には、その結果として成立した決議が取消の訴に服することになる。

(v) 発言禁止⁹²⁾ 総会での発言権は、株主の総会参与権の基本的・不可欠的要素であるから、特定の参与者（株主またはその代理人）の発言を、例えば、すでに他の株主が同趣旨の発言をしたことまたはその参与者の過去の経験から審議への適切な参加が予想されないという理由で、一般に禁止することは許されない。しかし、次の場合には発言を禁止できる。

(a) 討議終了後、発言時間経過後または審議されている議題についてすでに発言した株主が改めて発言しようとするとき、発言を禁止してよい。

(b) 次の場合には、発言を禁止してよい：⁹³⁾

- ① 侮辱的または不適当な発言、
- ② 繰返しなされる発言、
- ③ 終了したまたは他の議題についての発言。

発言禁止に先立って、警告または注意があるのが望ましいが、重大な侮辱ま

89) BGH 44, 248.

90) Ibid.

91) Obermüller/Werner/Winden, S. 93.

92) 以下においても、Meyer-Landrut in Großkomm. § 119 Anm. 31 による。

93) Obermüller/Werner/Winden, S. 94.

たは中傷が生じたとき、または総会を正常に運営するために議長が厳しい姿勢を示す必要があるときはこの限りでない。

発言を禁止する権限が議長にあると解するのが通説である。株主が発言禁止に従わないときには、議長は、マイクのスイッチを切り、事情によっては総会の継続を短時間中断し、またはその他の方法として発言者の退場を命じうる。不当な発言禁止は、その結果として成立した決議を取消の訴に服させることになる。

(二) 審議の打切⁹⁴⁾ 発言時間の制限や発言禁止の方法によっても、必ずしも総会の秩序ある運営が可能とは限らない。例えば、大会社における株主総会において100名以上の株主の発言の申し出があるとき、発言時間を10分に制限しても、株主の忍耐を越える長時間の総会となる可能性がある。そこで、議会や社団における慣行として知られている審議の打切が、総会においても認められることとなる⁹⁵⁾。一般的に言えば、反対者に十分に発言の機会があり、しかも反対者がこの機会を利用したときにのみ、審議の打切が問題となるにすぎない。すなわち、それ以上の審議は議事妨害や時間の引延にすぎないと判断するときである。審議の打切とともに、議長は、すでに発言の申し出のあった者の発言も拒否し、直ちに採決に入るべきか否かについては問題がある⁹⁶⁾。場合によっては、審議打切前に、議案について賛否の者一人ずつに発言させるのが適当である。

審議の打切は議長の権限である⁹⁷⁾。ただし、議長は、審議打切の提案があり、かつそれを多数派が望むところであっても、かれの判断によれば、論点が未だ十分に尽くされておらず、なお発言を求める者があるときは、その提案を拒否すべきである⁹⁸⁾。審議打切が適当でないときは、その結果として成立した決議が取消の訴に服することになる。

94) 以下も、Meyer-Landrut in Großkomm. §119 Anm. 33 による。

95) Obermüller/Werner/Winden, SS. 94, 95; Baumbach-Huck, § 119 Rdn. 12; Godin-Wilhelmi, § 119 Anm. 18.

96) Balsler, Die Aktiengesellschaft, Band 1, Baden-Baden 1966, S. 54 は、すでに発言の申し出のあった者には発言を許すべきであるという。

97) Obermüller/Werner/Winden, SS. 93, 94.

98) Godin-Wilhelmi, § 119 Anm. 18.

(4) 西ドイツ法へのコメント　西ドイツにおいては、発言時間の制限、発言禁止および審議の打切について、議長の権限が認められているが、その権限の行使には厳格な要件があり、いささかも株主の自由な発言を抑制するものであってはならないのである。議長の権限行使には、事後的に決議取消という方法で司法的審査がある。ここでは、議長の審議打切権を明文をもって定めるといふ立法論の出てくる余地はないのである。

(4) フランス　1967年会社法施行令 146 条は、議長について次のように定めている。

「1項　総会は、それぞれの事情に応じて、取締役会長または監査役会長によって、これらの者が欠席しているときは、定款が定める者によって主宰されなければならない。以上の者が存しないときは、総会が議長を選出する。

2項　会計監査人、裁判所の指名した受任者または清算人の招集に係わる総会の場合には、招集者またはその一人が主宰する。」

フランス法では、これ以外には、議長に関する何等の定めもない。したがって、具体的に、議長の総会での権限については知ることができないのであるが、議長が会議の秩序を維持し、審議を主宰することは当然である。したがって、混乱が生じたときには、議長は、会議を中断または会議を解散し、それによって決議の成立を阻止することができる⁹⁹⁾。このような異常な場合における議長の審議打切権は明らかであるが、通常の審議に際して、積極的な議長の審議打切権を推測させるものはない。逆に、会社法 155 条 3 項の「通常総会の決議は出席株主（代理人による出席を含む）の有する議決権の過半数によって決する」旨の定めは、棄権者は議案に反対ということになるから、この結果、会社側は株主を説得するためによりよい情報を与えるよう努力することになるというリペールの解説は¹⁰⁰⁾、決議前に十分な審議が行われていることを推測させる。

フランス法からも、議長の審議打切権の明文化を支持する結論は出てこないのである。

99) Seine co., 30 juillet 1948, D. 1948, 502.

100) Ripert, op. cit., p. 844.

3 むすびにかえて——私見

(1) 総説 以上の概観から明らかなように、議長の判断で総会の審議を打ち切ることを法定している国は存在しない。ただ、デラウェア法の下における慣行として、予め総会運営規程を告知することによって、具体的に特定された場合において、議長に打切権を認める例はある。議長ではなく総会に打切権を認める例としてイギリスがある。その際、イギリスでは株主に十分に発言する機会を与えていることが前提であって、この要件が満たされないときは、決議は無効であるとされている。西ドイツでは議長に打切権は認められているが、総会の多数派が打切を望む場合であっても、議長が審議が尽くされていないと判断するときは、審議を続行すべきであると解されている。

わが商法 237 条一 4 は、総会の議長は、定款に定めがないときは、総会において選任されるとし（1 項）、議長は、総会の秩序を維持し議事を整理し（2 項）、命令に従わない者その他の総会の秩序を乱す者を退場させることができる（3 項）、としている。この規定の下、西ドイツ法とほぼ同様な発言時間の制限が認められている¹⁰¹⁾。事前に一般的に発言時間を議長は制限できるかについては説が分かれるが¹⁰²⁾、西ドイツ法においては、多数の発言者が具体的に予想される場合に、議長のこの権限を認めるのであるから、事前の一般的制限については総会の同意を必要と解する¹⁰³⁾ことがより説得的である。いずれにせよ、日本商法の下においても、各国と同様な議長の審議の打切に関する権限は認められるのであって、現行法を改正して、特に、議長の打切権を法定する必要は認められないのである。

(2) 私見 そこで、この問題に対する結論として次のように考える。

101) 服部榮三「株主総会の議長と取締役等の説明義務」代行レポート 61 号 5 頁、前田重行「議長と検査役」民商法雑誌 85 卷 6 号 944 頁。

102) 前田・前掲は肯定する。森本・新版注釈会社法(5) 618 頁も、「3 分間ルールとか 5 分間ルール」ということで肯定するようであるが、同様なルールを認めるデラウェア法の慣行は、総会招集通知とともに、このようなルールが株主に告知されるのであって、若干、事情を異にするように思う。

103) 服部・前掲。

(イ) 明文をもって議長に審議打切権を定めることは、今後、外国人株主の増加することを考えれば、それは特殊日本の閉鎖制度として理解され、新たな国際摩擦を会社法に関し生じさせることになる。むしろ、「議長は、審議が尽くされていないと判断するときは、総会の意思にかかわらず、審議を継続することを得」という、現在、審議会が考えているとは逆の改正が望まれるのである。

(ロ) 株主総会の審議打切権を法定することはどうか。この規定が多用され、十分な審議が行われなくなるおそれがあることは、西ドイツ法の解釈に鑑みても予想されるところである。(イ)の結論にも反し、このような改正はなすべきではない。

(ハ) デラウェア法の下での慣行のように、議長が審議を打ち切る場合を予め告知することはどうか。これらの告知される場合は、現行の取締役・監査役の解説義務を定める商法 237 条—3 からいっても、取締役等が解説義務を有しない場合である。したがって、特にその旨を、例えば「総会の運営に関して定款に定めることを得」と法定するほどのことはないと思われる。現行法の下においてもこれは可能である。逆に、現行法の解説義務を免除する規定は、西ドイツ法を考えても、広すぎるのであり、「その他正当の事由あるとき」の文言は削除すべきである¹⁰⁴⁾。そして、取締役等が解説義務を尽くさないことを決議取消事由にするだけでなく、裁判所に解説義務の強制を認める規定をおくべきである。西ドイツ株式法 132 条はこれを認めているのである。

(昭和63年5月5日稿)

104) 西ドイツ株式法131条も、株主の解説請求に対して取締役の拒否できる場合を認めるのであるが、それらは具体的に定められており、裁量が問題となるのは、「①議題の適切な判断に不必要なこと、②相当な商人的判断によれば、解説が会社または結合企業に重大な損害を与えること、③解説により取締役が刑罰に処せられるおそれがあること」を理由に拒否するときである（小坂重吉「西ドイツにおける株主総会制度とその運用の実際」代りレポート79号16頁参照）。しかも、拒否理由が問題の一部にのみ存するときは、その部分のみの拒否が許されるのであり、その他の部分については解説を要するとするのが判例（BGH 32, 159）である。正当事由の削除に関して問題となるのは自己負罪を理由とする解説拒否であるが（服部・前掲10頁参照）、このような場合には、明文の定めがなくても当然に拒否できるのである（憲法 38 条 1 項参照）。

獨 協 法 学

〔あしがき〕 本稿は、日本教育会館で昭和 63 年 3 月 28 日に開かれた現代商
法理論研究会〔春季東西合同研究会〕において行った報告に加筆したものであ
る。